# 衆議院農林水産委員会ニュース

平成 23.3.10 第 177 回国会第 4 号

3月10日(木) 第4回の委員会が開かれました。

#### 1 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第30号)

・鹿野農林水産大臣、平野内閣府副大臣、櫻井財務副大臣、筒井農林水産副大臣、松下経済産業副大臣、吉田財務大臣 政務官、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

#### 江藤 拓君(自民)

- ・新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業の事業上限額等の要 件の見直しや、予算の増額を検討すべきではないか。
- ・口蹄疫などの特定の家畜伝染病が発生した場合に、国及 び都道府県に対策本部を設置することについて、本改正 案に明記すべきではないか。
- ・本改正案では、農林水産大臣が、都道府県知事及び市町村長に対し、家畜伝染病の発生の予防・まん延防止のための措置の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとしているが、「その他の援助」には財政的支援も含まれるのか。

## 小 里 泰 弘君(自民)

- ・防疫指針の見直しに当たっては、食料・農業・農村政策 審議会の意見を聴くこととされているが、特に畜産・養 鶏団体の声をしっかり受け止めるべきではないか。
- ・埋却地の確保については、養鶏農家に過度の負担を強いることのないよう、焼却やレンダリング等による柔軟な対応や、自治体や国のバックアップ、地域での協力体制の構築が必要ではないか。
- ・移動制限等により事実上の閉鎖となってしまうG P センターや食肉処理場に対する更なる支援が必要ではないか。

#### 道 休 誠一郎君(民主)

- ・宮崎県で発生した口蹄疫に係る一連の対応について、初 動対応やワクチン接種の判断時期等を含めた総括はどの ようなものか。
- ・宮崎県で発生した口蹄疫に係る対応では、対策本部の乱 立により指揮系統を一元化できなかったという反省点が あるが、本改正案により、どのように改善できるのか。
- ・本改正案により、感染源の特定はどの程度担保されるのか。

#### 伊東良孝君(自民)

- ・防疫作業に協力した獣医師会など民間団体が要した経費 を国が負担するべきではないか。
- ・本改正案で患畜を発見したにもかかわらず通報が遅れた 場合のペナルティが導入されているが、通報までの期間 を明確化する等のわかりやすいルールが必要ではないか。
- ・反捕鯨団体シー・シェパードの妨害活動により調査捕鯨 が受けた損害に対する対応と今後の調査捕鯨の継続につ いてどのように考えるのか。

## 石 田 祝 稔君(公明)

- ・産業動物の獣医師が不足している現状を踏まえ、獣医学 部の定員の在り方を早急に見直すべきではないか。
- ・口蹄疫対策特別措置法に基づき手当金については非課税 措置がとられており、本改正案でも手当金を非課税にす るべきではないか。
- ・都道府県における家畜防疫員の確保を促進するために、 財政支援措置を講ずることが必要ではないか。

## 吉 泉 秀 男君(社民)

- ・高病原性鳥インフルエンザ等の我が国での発生を防止するために、OIE(国際獣疫事務局)を通じて、近隣諸国との連携を図るべきではないか。
- ・本改正案では、埋却地の確保を家畜所有者に義務付けているが、現段階における埋却地の確保状況を把握しているか。

#### 玉 木 雄一郎君(民主)

- ・米戸別所得補償モデル事業により、平成 21 年産と比較して下落幅の大きい銘柄の生産者の所得は下がっていないことを政府はPRするべきではないか。
- ・本改正案で埋却地の確保が所有者に義務付けられたこと から、埋却地の確保について、改めて国の責務を明確に

しておくべきではないか。		必要性について、	農林水産大臣はどのように考えるか。
・動物の疾病について省庁横断的・-	-元的に対応する組織の		